

第6回 富士市こどもの権利条例策定懇話会（議事録）

【日 時】 令和3年8月19日（火） 18:00～20:00

【場 所】 富士市役所6階第1・2会議室

【出席者】 懇話会委員8名

オブザーバー1名

事務局4名

開 会

事務局より配布資料を説明

議 題

1 報告事項・2 意見交換

- ・これまでワークショップをやっていただき貴重な取りまとめをしていただいた。今日は、当日配布資料の富士市子どもの権利条例策定懇話会意見書案に沿いながら議論を交わしていければと考えている。意見書案の作成は、資料4等をもとに、事務局で意見書案を作り、それに則して、私が手直したものになる。元々の事務局案に近いものもあれば、かなり書き換えているものもあり、それらが混然となっているものとなる。そのような意味では、これまでの委員の皆さんのご議論を踏まえた上で、このような形になったということをご理解いただきたい。はじめに、当日配布資料の富士市子どもの権利条例策定に関する意見シートで、皆さんから第5回会議分でご意見をいただいている中で、一つずつテーマに沿ってご紹介していただきご議論いただきたい。それでは、富士市子どもの権利条例策定懇話会意見書案に則しまして、少し説明をしながら皆さんからご意見を承れればと考える。1枚表紙をめくってもらくと目次があり、全体の構成がわかるようになっている。1 富士の子どもと現状の課題というものが、丁度3ページにあたる。（1）（2）とあるがまだ内容について記載がなされてはいない。基本的には資料2の内容がここに入ってくるということをご理解いただきたい。富士市の子どもと現状と課題については、皆さんにもご議論いただいているところから、そのようなものも事務局で反映していただくことになっている。そのため、資料2についてお目通しいただき、事務局にて説明をお願いしたい。

事務局より資料2を説明

- ・富士市の子どもと現状について、意見シートの中に、3人の委員からご意見をいただいている。何か補足、指摘等があればお願いしたい。
- ・意見シートに書かせてもらった通りであるが、資料2の4・5ページで中学生の不登校生徒数、不登校出現率の推移が示されている。富士市は、全国平均よりも下回っていることから、全国平均を示して富士市がかなり危機的状況だということを改めて市民の皆さんに認識していただいた方が良く考える。また、自殺統計について、富士市で言うと年間1人、2人いるかいな

いかの状況であるが、全国的な状況でみると、小中校生の自殺について、統計が発表される度に過去最多となっており、自殺率で言えば、この少子化の中で最悪を更新していることになる。そのような参考データを載せることで、市民の皆さんになぜこの条例を作らなければかということがより強く伝わるものとする。先日参加させていただいた高校6校の発表会でも、「生きる」ということへの強いメッセージがあったので、そのようなことも踏まえて載せてみてはと考える。

- ・重要な指摘だと考える。
- ・全国的にその傾向があると思う。富士市の実態を考えたときに、あくまで私見であるが、静岡県の穏やかところで育っていると、富士市の子どもはおとなしいとか真面目だと表現する人がいる。素直だとか優しいという言葉が果たして良いのか疑問を感じる。主体性、自主性がないとか、特に中学生位だと自分の意見が言えないといったことが顕著になってくる。
- ・ご指摘の部分を含めて、富士市の子ども達の現状と課題に入れ込んでいただきたい。続いて4ページについては、条例制定の意義、基本認識ということで、考え方を示しているものであることから、読みながら考えていきたい。
- ・言葉の選択であるが、6ページ②権利と義務の3行目に「成長」とあるが、成長に似た言葉で「発達」がある。「成長」は医学的・科学的なもので、生まれてから身長や体重が大きくなること。ここでは、子どもが考えを広げていく、増やしていくということだと考えるので、心身ともに子どもが一人の人間として「発達」していく方が良いと考える。
- ・私は発達とか発達段階という言葉が余り好きではない。直線的、単線的な発達が想定されていて、それに合わせていかなければいけない。例えば、子ども達の発達課題があるといったときに、子どもにとっては、個性と言えることもあることから、穏やかな「成長」という言い方をした。
- ・発達に携わっている者としては成長が違和感を感じた。
- ・「生きていく」上ではどうか。誰もが引っ掛からないフレーズだと考える。
- ・より良いと考える。
- ・それでは、「生きていく」とする。
- ・吉原高校の発表に「権利と同じように義務と責任の大切さについても分かってください」、吉原工業高校の発表に「自分の権利を尊重されるように、同じように相手の権利を尊重するようになります」とあり、対照的だと思いながら、個人的には、吉原工業高校の考えが子どもにとっても良いと考えた。6ページの書き方は、まさに吉原工業高校のケース。両校ともにフレーズに対して思いがあるので、事務局からワークをした高校生に返してあげると良いと考える。
- ・ページの最後の方に、意見の反映関係がわかるものを書いた方が良いと考える。
- ・権利と義務。高校生の中にあつた「他人の権利を尊重」、これは入れたい。社会の規則やルールとは言え、法によって権利は守られている。人権擁護委員会をやっている。6ページ3行目の標記に人権とありが、人権と権利の違いがわからない。ここでは人権が良いか。
- ・あえて人権とした。権利の中でも無条件で認められているもの。相手の権利を尊重することは、相手の権利の尊重は使い方を注意しなければならない。小学校で講義するが、例えば、公園でA君がずっとブランコで遊んでいる。A君、B君、C君がいる。この時、A君、B君、C君には、ブランコで遊ぶ権利があるかと聞くと、みんながあると答える。あなたが、B君、C君だったらどうすると聞くと、大体が「代わって」と言うので答える。A君だったら、どうすると

聞くと、少し乗ったら代わる等、いずれにしる代わると答える。何で?と聞くと、A君、B君、C君はそれぞれブランコで遊ぶ権利を持っているからと自然に答える。それが大事なことでありと考える。初めから相手の権利を尊重しなさいと言うと、権利を抑制することになるが、相手の権利を考える中で、自分の権利を考えるといううのが大事であると考え。その順番を掛け違えと、権利が義務のようになっていまい。非常に言い方が難しいが、子どもたちは自然に身に付けている。「子どもたちが自らの権利を知り、学び、これを実際に行使していく中で、自分の権利が尊重されることを実感することが大切である。権利が尊重される実感は、子どもの自己肯定感の醸成につながる。また、権利を実際に行使することは、他者の権利とぶつかることも実感することになる。そうした中で、自分の権利と他者の権利の関係、さらに他者の権利の大切さも学んでいくことになる。」と言い部分には、そういった実感が背景に入っている。

- ・ブランコに乗っている子に「どけよ」より、「終わったら代わってね」。黙って見ているのは問題。人権でもよく取り上げる。
- ・B君だったどうすると子どもたちに聞くと、伝える人によって言ったり言わなかったりとおもしろいことを言うことも。でも言わなかったら権利がないと同じと気づく。
- ・「このような点を踏まえて、それぞれの家庭や育ち学ぶ施設などの身近な生活の場面で権利が活かされていくように、市及び市民一人ひとりの絶え間ない努力が求められる。」の部部で、家庭の後に「地域」という言葉を入れてはどうか。
- ・良いと考える。続いて8ページ3子どもの権利保障と条例の考え方について、ここでは、具体的に実効性のある総合条例を制定すべきと考えているというのがここでの結論となっている。条例の名称については、懇話会の主な意見として、富士市〇〇条例となっているが、少なくとも権利を入れたバリエーションがない。子ども権利条例、子どもの権利条例、子どもの権利に関する条例ぐらいしかない。何か「権利」を入れた良い名称があれば募集する。次に、条例の形式、富士市に関わるすべての子ども、大人、市が、子どもの権利の理念及び考え方を共有し、それぞれの生活・活動の場に活かすことで、富士市に関わるすべての子どもの権利を保障することを目的にということで、皆さんの意見が、「です・ます調」ということで、「です・ます調」でよろしいか。それでは、そのような形で進めていきたいと考える。条文の前文については、今日のご意見や高校生のワークショップ等もあったが、条例を制定する趣旨や目的を明らかにするとともに、条例の趣旨が伝わりやすくなるよう、前文を規定すべき。子どもの思いが込められ、さらに市が目指していることや子どもへのメッセージ性のある文言等を盛り込むことが必要。いくつかキーワードがあげられていて、条例は、提案する人がいて、議会で制定される。その意味で、前文に、提案者、制定者である大人の思いや考え方を入れることがある。他方で、この条例は、子どもが、条例の中身を自分のこととして受けとめて、自分または自分たちの条例として、これを活用することが期待されるもの。そのことを踏まえて、前文には、大人の思いを込めるとともに、さらに、子どもを主語とした、子どもの思いを込めたものにすべきであると考え。なお、その際、子どもの意見を聴き、それを反映する取組が不可欠ということで、以下、懇話会の構成案を示すとなっている。渡辺委員がまとめた他市の全文の資料があるが、前文については、実に色々あるということがわかる。直近に制定したのが江戸川区、特徴的な条文である。例えば、前文作成プロジェクトを皆さんにやっていただいても良いのではと考える。事務局が作るというのものもあるし、私が勝手に作るというのものもあるがそれだとおも

しろくない。皆さんがどこかで時間をとり前文を仕上げてみるのもおもしろい。資料3と委員からの情報提供がある。その委員からの提供の資料には、川崎、志免、豊田、札幌、筑紫野、北広島、那須島原、相模原、西東京、その他、豊島区もおもしろかった。前文はいろいろな自治体が工夫していて、富士市の条例も工夫していただいた方が良く考える。委員の皆さんがやる気になっていますので、次回までに

- ・資料3のワークショップを7月15日に、次回2回目を8月10日に実施し、高校生と前文の案を考える。そこに委員の皆さんが来ていただいても良く考える。
- ・その場に事務局で作ったものを持って来るとそれに決まってしまう。事務局が作る作業の時に、皆さんが携われれば一番良く考えるし、時間に余裕がなければそのワークショップで携わっていただければ良く考える。
- ・前文については、速やかに進めたいため、また、委員の方全員にご案内を差し上げたいと考える。都合のつく方で事務局とともに作業を進めていければ良く考えている。
- ・そのように願います。
- ・私が提供した資料の補足ですが、子どもの権利条例を持っている自治体で、この前文が良いと思っている自治体ではなく、ウェブサイトで前文に対する思いや意味を丁寧に説明している自治体をピックアップして情報提供した。思いや意味合いを持って作る参考になればと考え情報提供した。
- ・懇話会意見書の「はじめに」を懇話会ベースで作ってみてはどうか。皆さんの思いが入った懇話会提案が入ったら良く考える。どうすれば集まってできるか。
- ・委員になってひとつひとつに関わっていくことは非常に大事だと考える。ワークショップの後の高校生の顔が非常にハツラツとしていた。高校生本人たちが、大人になってから条例に関わったことを報告できる。私たちも後で後悔しないように、必ず出席しなくてもそれを議事録のような形で事務局で書くので、関わっていれば懇話会が生きてくる。
- ・自分自身がこのような文章を作るときに非常に整理しないといけないため、文章作成力に心配。高校生のワークショップでは、富士市独自のものを作りたい、「かけがえのない」を使わない等といった意見が出たり、詩のように前文を書いてもらいたいといったユニークな意見が出て、それなら高校生に作ってもらった方が良いのではと思えた。さらに、吉原工業高校は前文を作って持ってきた。
- ・前文は、事務局や委員、高校生で作る一方で、懇話会意見書のはじめにを委員の皆さんの思いが入ったものになれば良く考える。やり方は色々あり、例えば、この人数がいて、2・5グループ位、4人、4人、2人ぐらいにして、4人で最初の出だしを書いてみる。次のグループに渡して、出だしの次を書く。それから回す。4人でやるということは、起承転結を念頭においている。そうすると4つ作品ができる。それを2人のグループが取りまとめるといったこともできなくはないと考える。リレー作文のようなもので、立派すぎるものでなくて良い。市民の思いが懇話会意見書のはじめに入ることが大切だと考える。
- ・富士愛鷹管理計画という計画が富士市にある。私が市議会議員時代に勉強した時に非常に感動した。富士山を守ろう、開発してはいけないという強い思いが条例の行間に滲み出ており、その時に議会に携わっていた人たちが開発を止めた。条例や計画は、思いがなければそれだけのものになってしまう。私たちも作れば終わりではなく、富士市の子ども権利というものを、他

の自治体に示せるよう内容が伴っているもの、皆さんの思いをざっくばらんに話し合っ
てまとめていけたら良い。大人の認識を変えるという意味でも挑戦していきたいと考
える。

- ・ 11ページの条例の基本的な考え方については、あまり問題にならないと考
えるが、18歳未満のすべての者ということで、例外的に認められる者があるとい
うことをここおでは記載している。12ページは、子どもの権利の規定というこ
とで、色々な方法がある中で、懇話会では一般原則を示し、これを規定して、子
どもの生活の場面に即して、不可欠な権利を個別に規定していくことにより、
網羅性を担保しつつ、具体的な場面に対応できるように条文を検討するべきであ
ると考えたとした。次に一般原則として、生命・生存・発達の権利、子どもの意
見とその尊重、子どもの最善の利益、差別の禁止というのがこれにあたる。5
ページの子どもの権利の主体としての冒頭がこれに準拠した形になっている。す
べての子どもが差別されずに誰一人取り残されることがなく、命と生きることが
大切にされ成長していくこと、そして、その際には、子どもの思い、考え、意
見が尊重されて、子どもに最も良いことが考えられなければならないという
原則の下、この条約を締結した国に、条約に定める子どもの権利の実現を求
めています。ということで一般原則をまとめたものをそこに記載した。その上
で、14ページに、市・家庭・育ち学ぶ施設・地域の役割として役割を記載して
いる。例えば、市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない、
家庭の役割として、保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任
を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない、
さらに下線部については私が大事だと思い付け加えた。また、保護者は、子
どもの養育に当たって、市等まわりに支援を求めることができるということで、
孤立した状況を踏まえると、子どもの権利を保障するという役割もあるが、保
護者も周りに支援を求めることができるということをつけ加えた。育ち学ぶ施設
の役割も同様で、子どもの権利を保障するということと、施設関係者は、施設
に属し又は施設にいる子どもの教育及び養育に当たって、市その他の関係機
関又は組織に支援を求めるということをつけ加えた。地域についても権利を保
障しなければならないことと同時に、市民等は、子どもに関わることがらに
ついて支援を申出、子どもに関わることを行う際に、市に支援を求めること
ができるとしている。以下が、それぞれの場における権利保障ということで、
家庭における権利の保障、まずは、家庭における権利の保障ということでいく
つかの項目があがっている。保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、
かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない、
保護者は、子どもの思い、考え、意見に耳を傾け、子どもの年齢や成長に
応じてこれを尊重しなければならない、保護者は、子どもと共にいる時間を
大切にしなければならない、保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び
社会性を身に付けるよう努めなければならない、保護者は、子どもの発達に
有害なものから子どもを保護しなければならない、また、子どもがこう
したことを自ら避けることができるよう、大事な情報は伝えなければならない、
保護者は、体罰や虐待はもちろんのこと、子どもの品位を傷つけるような言
動を行ってはいけない、といったことを子どもの権利保障の観点から、7
点での事柄について書いている。次に、育ち学ぶ施設における権利の保障
ということで、施設関係者は、子どもの最善の利益を第一に考え、子ども
の年齢や発達に応じた援助や指導をしなければならない、施設関係者は、
子どもの思い、考え、意見に耳を傾けるとともに、子どもの意見を聴く機
会を作るよう努め、子どもの年齢や成長に応じて、これを尊重する、施設
関係者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、

対話等に努める、施設関係者は、施設が子どもの居場所となるようその環境を整える、施設関係者は、体罰や虐待はもちろんのこと、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってはいけない。続いて、地域における権利の保障ということで、市民等は、地域において、子どもの思い、考え、意見に耳と傾け、これを尊重するとともに、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなる、市民等は、子どもの権利保障のための活動を行うことをいつでも提案することができるということが書いてある。続いて、あらゆる場面における権利の保障ということで、少し項目としては薄いを書いてある。そして、18ページに子どもの育ちや成長に関わる大人への支援ということで、先程の役割のところでも少し書いた、子どもの権利や成長に必要な大人への支援が必要であることをここでは書いている。そして、6番目として子どもの居場所について記載がある。子どもの居場所は、何かをすることができる場所であることも、何もなくていい場所であることも、また、ただ居ることだけで安心できる場所でもあるが、子どもにとって、それぞれが大事に思える居場所があることは何よりも大切である、市内の子どもへの意見聴取において、色々な意見が出てきた。子どもの居場所が、子どものSOSを発見し受け止めることができることが大切である、家庭、育ち学ぶ施設、地域がそれぞれ居場所となること、また、それぞれが居場所を整えることの大切さを踏まえた上で、市として場所づくりをすることを規定する必要がある、としている。ここまでで何かご指摘はあるか。権利の規定の仕方はなかなか難しいが、全部網羅的に権利を書こうとするとなかなか難しく、かつ、抜け落ちてしまう権利があるので、一般原則を踏まえた上で、家庭、育ち学ぶ施設、地域において特に保証される権利をここに記載すれば良いのではないかと提案である。それでは、このような形をベースにやっていければ良い考える。続いて、19ページの子どもの権利保障を推進するために必要な方策等の子育て支援と子ども支援の推進ということで、子どもの権利保障というとき、親に対してこういった支援が必要であるということが最初に書いてある。そして、20ページに推進計画の策定ということで、市は、子どもの権利を保障する「子どもにやさしいまち」として、子どもという存在をトータルに捉え、様々に行われている子ども施策を、子どもの権利保障という観点から総合的に推進するための計画を策定し、その推進のための体制を整える必要があるとしている。その上で、条例に基づく推進計画の策定ということで、現在、法律に基づいて、市は、子どもに関する色々な計画を立てているが、条例に基づく子どもの権利保障のための計画として、なるべく一本化していくことが書かれている。そして、その計画の策定にあたっては、子どもの参加が大事であるということが書いてある。次の21ページには、そのような計画は、きちんと検証される必要があるということが書かれている。また、自己評価をすることはもちろん大切だが、第三者的に評価すも大事だと書かれている。続いて、子どもの権利状況を把握するためのデータの収集ということで、色々なデータがあることは、この懇話会のはじめにご紹介いただいたが、基本的にどこの自治体でも何か施策を作るときにはデータを集めることはあるが、子どもの権利状況はどうなのかということ定点観測的にはなかなかデータを集めていない現状がある。子どもの権利状況を把握できるようきちんとデータ収集する事が大事だということがここに記載してある。続いて、子どもの権利及び条例の普及・啓発ということで記載がされている。22ページには、「子どもの権利の日」というものを制定し、とくに11月20日を「子どもの権利の日」として、条例を持っている他の自治体と交流を深めながら普及啓発に努めていくことが記載されている。それから、子どものための

予算の確保ということで項目にあげている。以上、何かご指摘はあるか。

- いくつか「参加」という言葉が出てくるが、「参画」では馴染まないか。
- あまり「参画」は馴染まない。
- 女性の参加から参画へと時代が変わったときに、参加はそこに居れば良い、参画はそこにおいて参加するだけでなく企画等もということもあり、私的には「参画」の方が主体的になるような気がした。それから、子どもに優しい街というところで、子ども世策だけでなくハードの面、例えば、富士市はまちづくりセンターが充実しているので、他の事業にも波及していくような表現はいかがか。
- 子ども計画の中に、そのようなものが全部入ってくる。子どもの権利保障のために、子どもの権利と余り関係ないと思われていた部署の計画もそこに位置付けていく。例えば、都市計画だとか歩道であるとかいわゆる道路管理についても、子どもの安全という観点から必要だろうというこになればそこに入っていくということで、それぞれの計画の中に子どもの権利を反映させるということではなく、子どもの権利のためにどのようにそれを体系付けていくか、という問題とある。それから、「参加」は子どもの意見とその尊重というところからきていて、「Participation」という言葉で、余り「参画」と訳すこともなく、この世界では「参加」となる。次に、相談・救済の仕組みということで、23ページからである。24ページ、子どもの権利侵害は、子どもが自身の権利侵害に気付かないまま日常化し、心に深い傷を残したまま、その後の成長に大きく影響する恐れがある。そのようにないためにも、早期に子どもの権利侵害に気づく必要がある。子どもの相談・救済機関は、子どもにとって何でも相談でき、相談しやすい仕組みとし、「何とかしたいけれど、どこに問題があるのかわからない」といったケースでも、子どもと一緒に問題点を探していく姿勢が必要である。子どもの相談・救済機関は、常に固有の子どもにとって何が最も良いことを考えて問題解決に当たる活動を行うことが重要である。そして、その際、子どもがどのように解決したいと考えているかを十分に踏まえることが大切で、子どもの思いに寄り添い、その考えや意見を尊重する必要がある。そして、その上で条例で与えられた権限に基づいてこれを解決していくことが求められる。また、子どもの相談・救済機関がこのような活動を行っていくと、その問題が、相談者に留まらない。したがって、他の子どもにも広く関わる問題が含まれていることに気が付く時がある。そのような場合、これを、子どもとも相談しながら、あるいは、相談者と切り離れた発意として、市等に、意見表明をするなど、改善について問題提起をする必要もある。さらに、このような相談に基づかず、専ら発意で子どもの権利のための制度改善を行うことも、相談・救済機関としては大切な任務である。富士市の実情に合った子どもの権利保障を実現するためには、現在の子どもの権利侵害の実態や相談状況などを分析することも必要である。子どもの相談・救済やその仕組みを考える場合、市民はもちろん、育ち学ぶ施設の現場や市民活動団体等の理解と協力が不可欠な場合があり、子どもの相談・救済機関の役割を知ってもらうことも大切であることも意識する必要がある。また、子どもからの相談は多様に受けとめられる必要もあり、相談等のしくみは、相談窓口を整備する必要がある。また、相談のしやすさということでSNSや電子メールによる相談にも対応すべきであるここには総じて書いてある。具体的な仕組みとしては、25ページからである。名称については、子どもの権利救済委員というのが良いのではないか。堅い名称だけでなく、子どもに伝わりやすいような愛称の工夫も必要であると書いて

ある。そして、組織としては、子どもの権利に精通した専門家を充てることがとても大事で、1つの職種でカバーできると考えずに、多職種がそこに関わるということが大事だと書かれている。そして、子どもにとっては時間が大事で、なるべく早くそれを行うことが大事なので、独任制、複数の組織にすべきだということが書かれている。そして、常設の専門相談員の配置の意義にいてもそこに書かれている。そして、独立性の担保ということで身分保障についてそこに書かれている。25ページに戻るが、子どもが安心して相談できるためには、市の関係機関の職員や、市の育ち学ぶ施設の教職員であった者は避けるべきで、こうした関係機関と利害関係を持たない第三者性が確保されるべきと入れてある。そして、権限と手続きということで、「」を拾っていくと良いが、「相談」に対して、「助言」・「調整」を行う。さらに、「調査」を行い、関係機関はその「調査」には、「協力する義務」がある。「調査」の結果、必要があると認められる場合には、「要請」を行う、あるいは、制度の改善が必要な場合には、「制度完全の意見表明」を行う。さらに、「勧告」という強い権限を置いても良いのではという提案をしている。そして、申立てということもひとつのルートであるが、「自己発意」としてそれを行うことが大事だと書かれている。27ページでは、調整、要請、意見表明、勧告は、罰則によって担保されるものではなく、この制度が条例によるものであること、さらに相談・救済機関の高い専門性へ信頼が、関係機関の改善等を促し、子どもの権利侵害からの救済、権利保障が実現されるものとしている。なお、要請、意見表明、勧告がなされた場合には、関係機関等が、説明責任を果たす意味においても、これらに対して速やかに対応して必要な措置をとるとともに、それができない場合には理由を含めて相談・救済機関に報告をすることを併せて規定することが大事だとしている。そして、年次報告書も大事であるとしている。長や議会にも報告する。説明責任というところもあるが、何をしてくれるところなのかということ子どもたちに知ってもらおうという意味合いで大事だとしている。以上が救済機関案ということであるがいかかか。

- ・救済機関の話聞きながら、もう少し前に遡って19ページからの⑦、子どもの権利保障を推進するために必要な方策等というところで、ここにも推進組織を立ち上げるという意味合いの意見を入れた方が良いのではないかと考える。推進計画を策定するとあるが、国から言われてよく県や市が策定する寄せ集めの総合計画のようになってしまいます恐れがあるのではと考える。
- ・ありがとうございます。大事なことがと考える。計画については、縦割りのものは止めるべきと書いてあるが、推進体制の整備といったときに、富士市は今のところになるか。要は計画を策定し、それを推進していく組織体制の必要性というご指摘かと考えるが、それは私も大事なことであると考え。他にいかかか。すぐに判断できない部分もあると思うので、また見ていただいてご意見をお寄せいただきたい。そして、今日いただいた意見とその後いただく意見を修正して、懇話会の意見とさせていただきます。方向性としては、それ程異論がなかったと考える。次回、これに基づく条例案をご提案させていただく。その上で、一番バリエーションがある得るのが前文部分なので、先程言ったような形で策定できればと考える。そして、できれば、懇話会意見のはじめに皆さんの思いが込められたものになるのが一番良いと考える。上手くいかなかった場合の私の副案は作っておくが、上手くいった場合には、それを取り下げ差し替えたいと考える。全体としては以上である、
- ・はじめにと前文については、事務局で段取りをして後日ご案内させていただきたい。

- ・今日と次回で終わるということで、ややテンポを急いだ感があり、なかなか皆さんの意見を吸収できていない部分があるが、今日もいくつかご指摘があったが、この懇話会の意見書についてご意見をいただければと考える。
- ・メールで意見シートを送らせていただく。今日言えなかった意見や意見書案についての更なるご意見について事務局で取りまとめ、皆さんへ7月中にお返ししたいと考えている。
- ・それを私が手直ししてから、皆さんにお示しするのが一番良いと考える。
- ・承知した。

3 その他

第7回：8月10日（火曜日） 18時

会場等については後日ご案内させていただきます。